

# 参考資料

初・再診料②

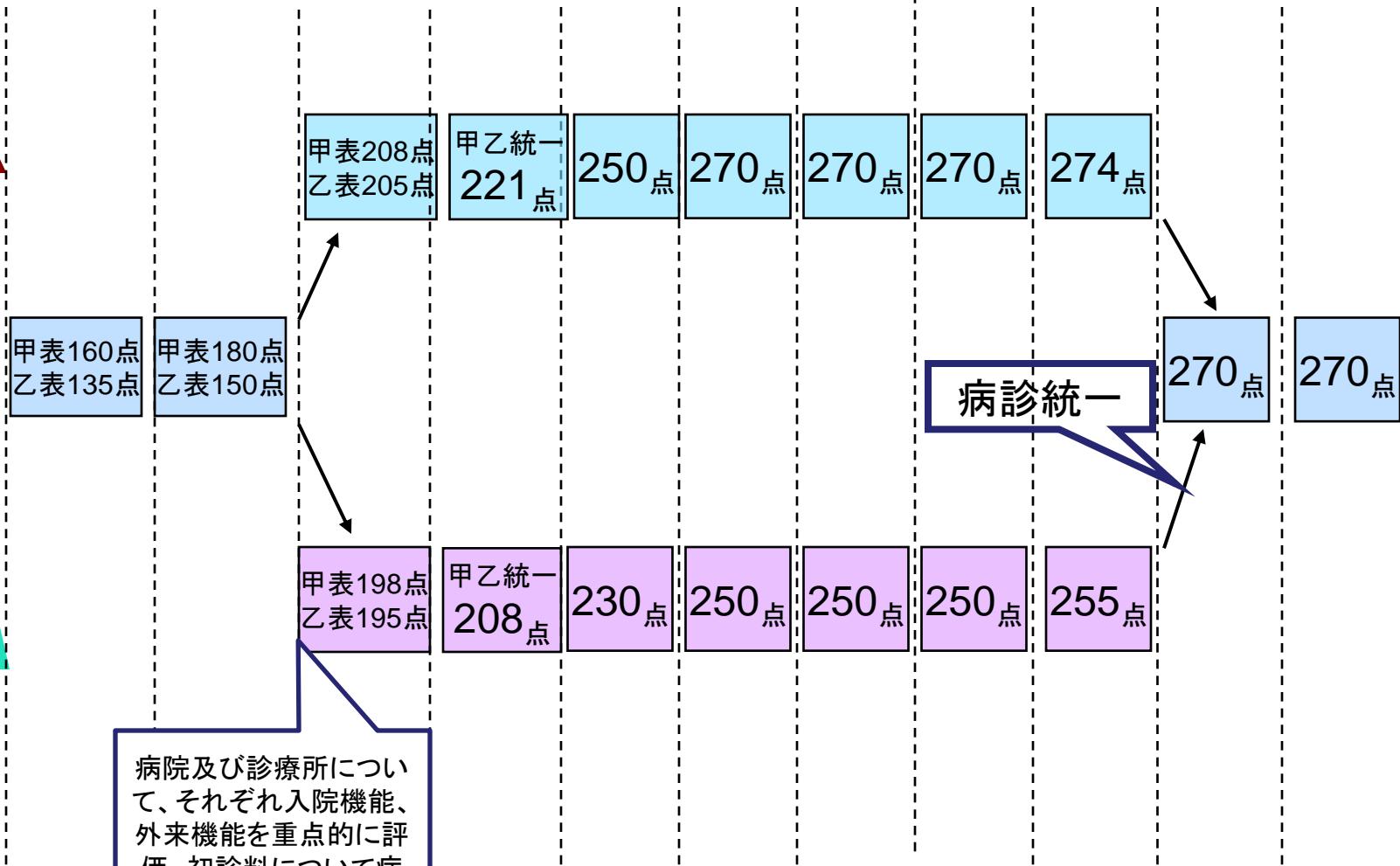
# 初診料の評価の変遷



診療所



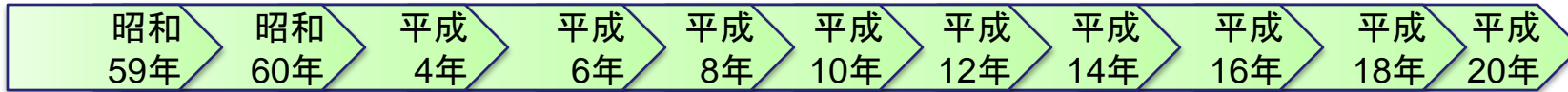
病院



病院及び診療所について、それぞれ入院機能、外来機能を重点的に評価。初診料について病院と診療所での評価を設ける。

# 再診料・外来管理加算の評価の変遷

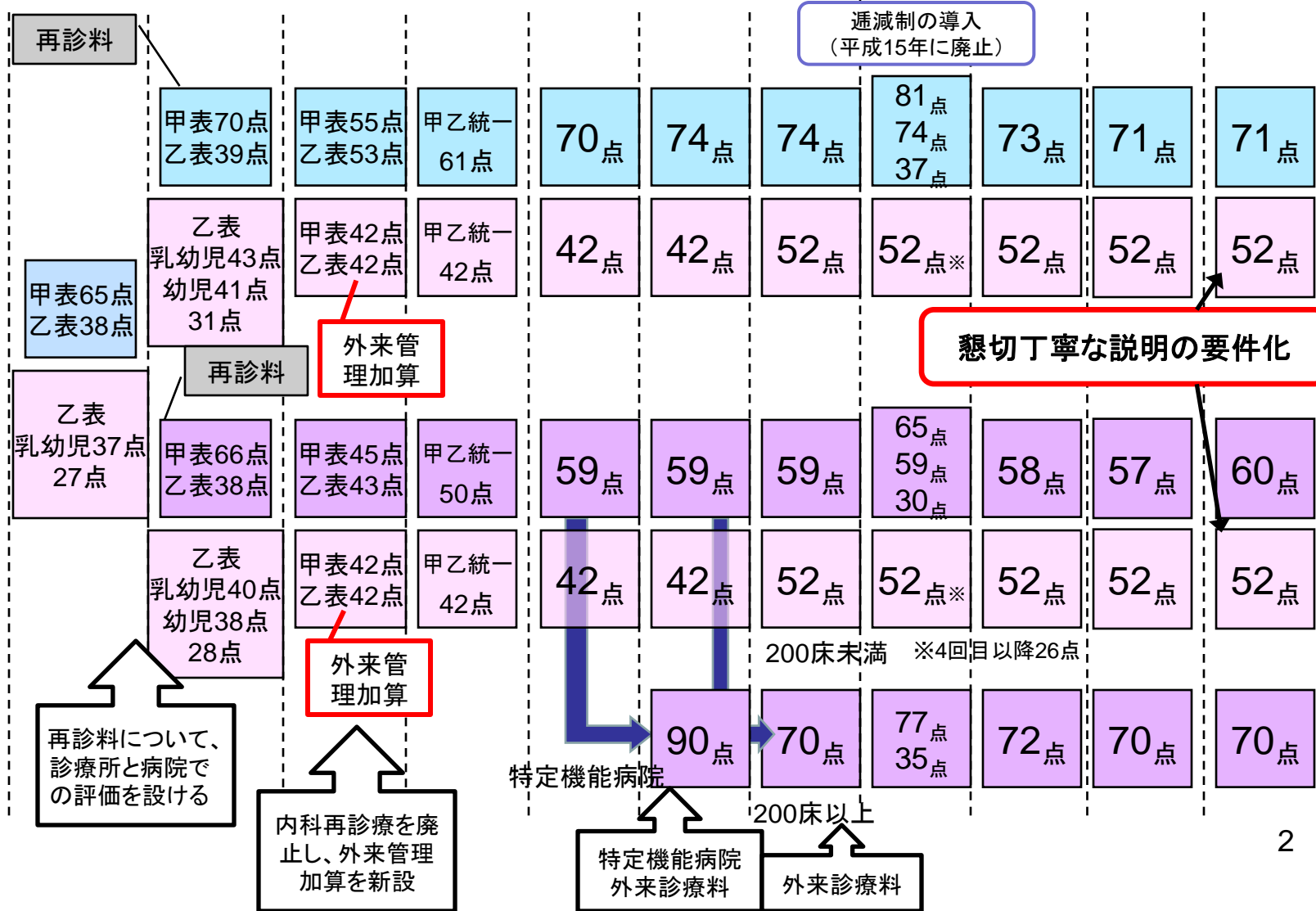
診療所、病院それぞれ上段が再診料、下段が外来管理加算の変遷を示す



診療所



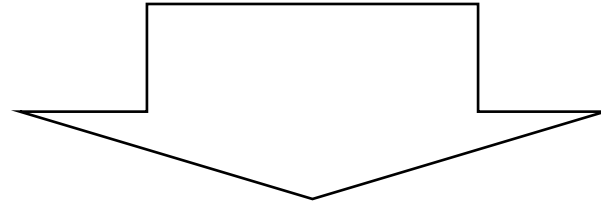
病院



# 平成20年度診療報酬改定における 外来管理加算の取扱いについて①

外来管理加算とは(平成20年度改定以前)

内 容: 一定の処置や検査、リハビリテーション等を必要としない患者に対して、それらの行為を行わずに計画的な医学管理を行った場合に、再診料に加算されるもの(1回 520円)



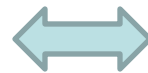
しかしながら、

- 処置や検査等が行われない場合に加算されることから、患者にとってわかりにくいとの指摘があった
- 産科、小児科、救急等の過酷な労働環境を指摘されている勤務医に対する対策に財源が必要であった

# 平成20年度診療報酬改定における 外来管理加算の取扱いについて②

## 診療所から病院への財源シフトの選択肢

○懇切丁寧な説明の量的評価：  
診察に要する時間が概ね  
5分を超えることを要件



○診療所の再診料の引き下げ

公益裁定

## 平成20年度診療報酬改定の内容

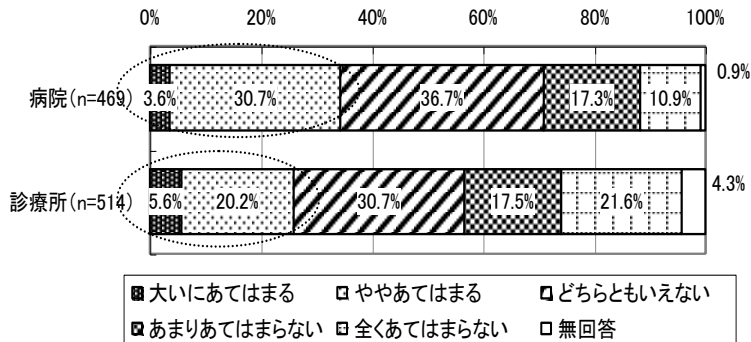
医師が患者の療養上の疑問に答え、概ね5分を超えて疾病・病状や療養上の注意等に係る説明を懇切丁寧に行う場合に加算できることとした。

○ その後関係者のご意見を伺いながら議論を進めることとなった

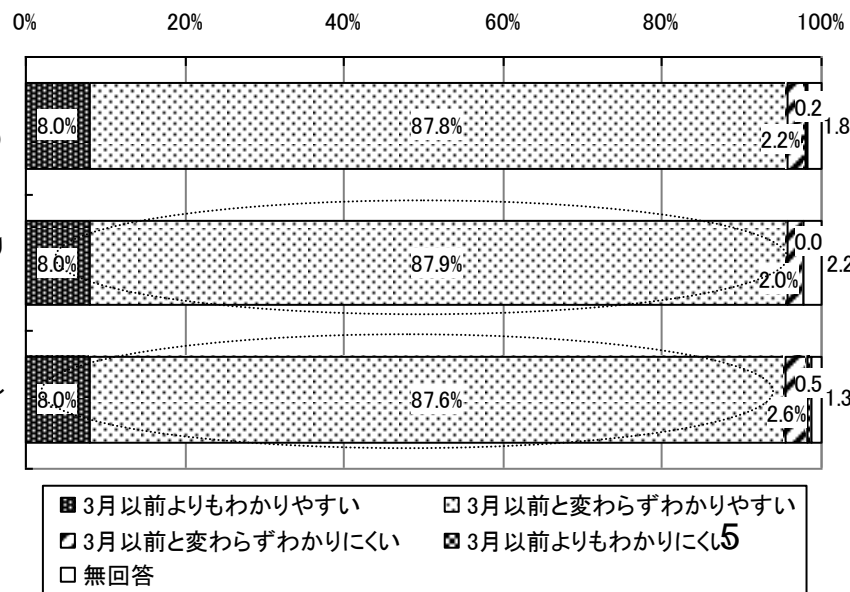
# 検証部会調査結果より抜粋

病院、診療所における診療内容等について変化が見られたのは2～3割であり、一方で患者への調査では、総じて診療内容に変化があったと感じていないことが伺える。

図表 31 外来管理加算の意義付けの見直しによる影響  
「(2)患者に説明をよりわかりやすく、丁寧に行うようになった」  
(病院、診療所)

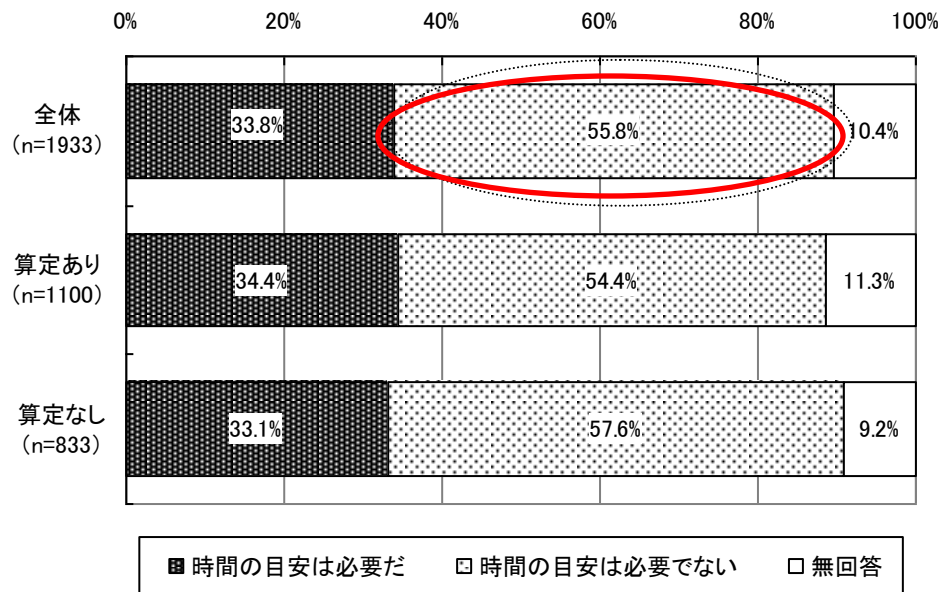


図表 68 平成 20 年 4 月以降の診察内容の変化  
「症状・状態についての医師からの説明」(患者)

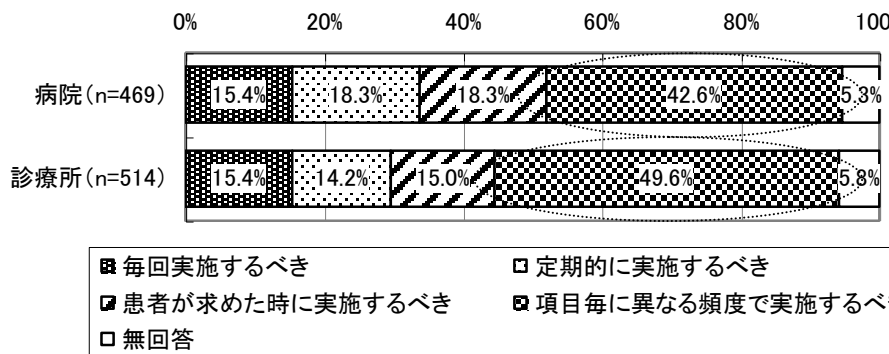


# 平成20年度診療報酬改定における外来管理加算の取扱いについて

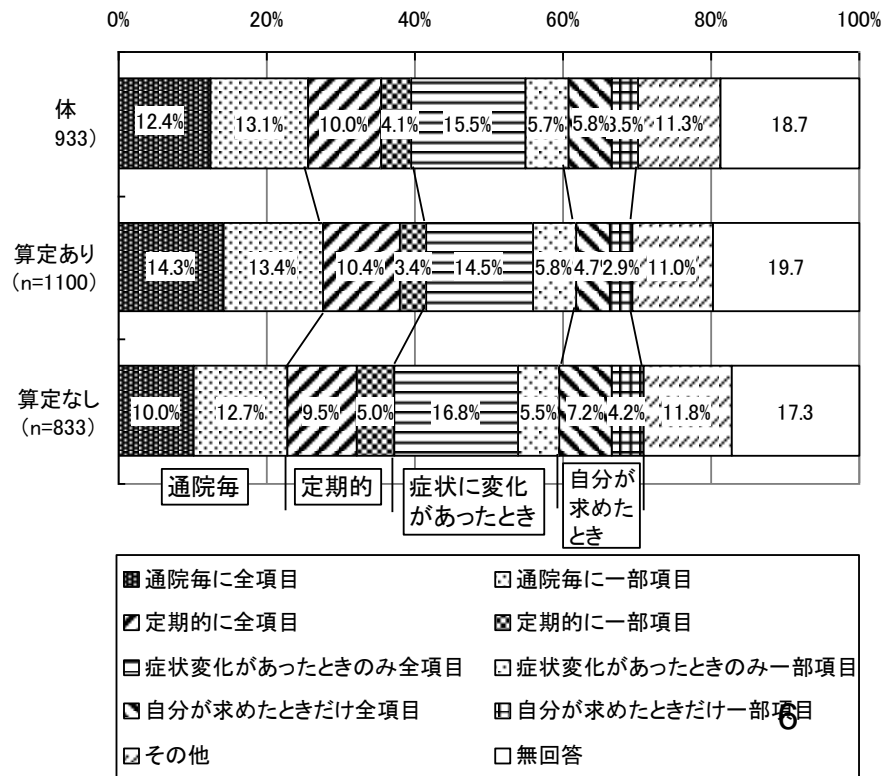
図表 93 外来管理加算の時間の目安についての考え(患者)



図表 52 望ましい「懇切丁寧な説明」の内容(病院・診療所)



図表 107 「懇切丁寧な説明」についての要望(患者)



## 病院勤務医支援に関する公益委員の提案

08.01.30

## 【公益委員としての判断】

- ①国民の納得、②医療現場の納得、③診療報酬という技術的なツールを使いながら社会の要請に応える、という、3点から判断する。

## &lt;財源確保の必要性&gt;

- 病院勤務医対策という社会的要請に応えるためにはさらなる財源シフトが必要であり、2号側委員に対して、最大限の協力を求めることとする。なお、平成20年度診療報酬改定においては、国民の納得という観点から、勤務医対策に必要な財源の規模や手段について、中医協として初めて世に問うこととしたものである。

## &lt;病診格差の是正&gt;

- 病診格差の是正は、患者の納得を得るために非常に重要である。このため、再診料の病診格差是正を図るため、病院の再診料引上げを行うことにより格差を縮小するとともに、後期高齢者における病診の外来管理加算の価格を統一する。
- 軽微な処置を初・再診料包括的に評価することで、再診料は実質的に2点程度の引下げを行っていると考えられること、(後述のとおり)再診料に加算される「外来管理加算」の見直しも再診料の実質的引下げとなっていること、また、再診料の引下げは小児科なども含め全ての診療科に影響を及ぼすことを考慮して、再診料の引下げは行わないこととする。(後期高齢者の初診料引上げについては、再診料の引下げと合わせて考えられるものであり、行わないこととする。)

ただし、初診料・再診料といった基本診療料の意義、診療報酬上の評価に当たっての考え方については、1号側・2号側委員の見解が大きく分かれたことや、後期高齢者医療制度の創設等の環境の変化があることなどを踏まえ、平成20年度改定が終わった後に、再診料など基本診療料については水準を含め、その在り方について検討を行い、その結果を今後の改定に反映させることとする。

## &lt;財源確保の手段&gt;

- さらなる財源シフトを行うために必要な財源については、外来管理加算に時間の目安を導入することと、デジタル処理加算について所用の経過措置を設けた上で廃止する、という手法により賄うこととする。

外来管理加算の時間要件については、委員より、時間という手法によることについて疑念が呈されていることから、次回の総会において、患者の視点に立って納得ができる基準となるような見直し案となるよう、事務局に対しては、検討を加え提示するよう要請する。